

**改正**

平成30年 3 月29日29世保認調第1439号

平成31年 4 月18日31世保認調第23号

令和 2 年 3 月30日31世保認調第1469号

令和 5 年 4 月 3 日 5 世保認調第736号

世田谷区保育力強化事業補助金交付要綱

(目的)

**第 1 条** この要綱は、多様な保育ニーズに対応し、地域の実情に応じて保育の質の向上を図るための世田谷区保育力強化事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(通則)

**第 2 条** 補助金の交付については、この要綱に定めるもののほか、次に掲げる条例及び規則の定めるところによる。

- (1) 世田谷区補助金交付規則（昭和57年 5 月世田谷区規則第38号）
- (2) 社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例（昭和58年 3 月世田谷区条例第18号。附則第 2 条において「条例」という。）
- (3) 社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則（昭和58年 4 月世田谷区規則第21号。附則第 2 条において「規則」という。）

(補助金の交付の対象となる事業)

**第 3 条** 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表第 1 及び別表第 2 の補助事業欄に掲げる事業とする。

(補助金の交付を受けることができる者)

**第 4 条** 補助金の交付を受けることができる者は、補助事業を行う者であって、区内で認証保育所（東京都認証保育所事業実施要綱（平成13年 5 月 7 日福子推第1157号）に規定する東京都認証保育所（東京都認定こども園の認定要件に関する条例（平成18年東京都条例第174号）第 3 条第 1 号に規定する幼稚園型認定こども園を構成する認証保育所及び地方裁量型認定こども園（同条第 3 号の規定により認定を受けた認証保育所をいう。）を除く。）をいう。以下同じ。）を運営する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、補助金の一部又は全部の交付を受けることができないものとする。ただし、区長が相当と認めるときは、この限りでない。

(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、子ども・子育て支援法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反したもの

(2) 児童福祉法、社会福祉法、子ども・子育て支援法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反した設置者が設置するもの

(3) 社会福祉法その他の法律の規定に基づき国の行政機関の長又は地方公共団体の長が実施する行政指導（文書による指摘に限る。）について、度重なる指導にもかかわらず、改善しない者又は改善の見込みがない者

（補助金の交付額）

**第5条** 補助金の交付額は、別表第1及び別表第2の算定方法欄に定める方法により算定した額の合計額（1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。）とする。

2 補助金の交付額の総額は、予算の定める額を限度とする。

（補助金の交付申請）

**第6条** 区長は、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）に、世田谷区保育力強化事業補助金申請書（第1号様式。次条において申請書という。）に必要な書類を添付して、区長の定める期日までに提出させるものとする。

（交付の決定及び通知）

**第7条** 区長は、申請書の提出があった場合は、当該申請書の内容を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付を決定したときは、決定した内容及びこれに付けた条件を世田谷区保育力強化事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により、補助金の不交付を決定したときは、その旨を世田谷区保育力強化補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、申請者に速やかに通知するものとする。

2 区長は、補助金の交付が暴力団（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるときは、補助金の交付を決定してはならない。

（補助金の交付請求）

**第8条** 区長は前条第1項の規定により交付の決定をしたときは、同項の規定による補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に、必要な書類を添付した世田谷区保育力強

化事業補助金交付請求書（第4号様式。以下「請求書」という。）を半期ごとに区長の定める期日までに提出させるものとする。

- 2 区長は、請求書の提出があったときは、当該請求書に係る補助金を10月及び3月にそれぞれ支払うものとする。ただし、請求に係る補助金の額と第15条の規定により報告させた実績に基づき算出した補助金の額が同額でないときは、3月に支払う補助金の額をその過不足額を調整した後の額とすることができるものとする。

（事情変更による決定の取消し等）

**第9条** 区長は、補助金の交付の決定後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の一部若しくは全部を取り消し、又は決定の内容若しくはこれに付けた条件を変更することができるものとする。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

（補助事業の変更等の承認）

**第10条** 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該補助事業者が世田谷区保育力強化事業補助金補助事業変更・中止・廃止承認申請書（第5号様式）によりあらかじめその承認に係る申請をさせなければならない。ただし、1号及び2号に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

- （1） 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- （2） 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- （3） 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

- 2 区長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、補助事業の変更又は中止若しくは廃止を承認したときは、その旨を世田谷区保育力強化事業補助金補助事業変更・中止・廃止承認書（第6号様式）により、当該申請した補助事業者へ通知するものとする。

（事故報告）

**第11条** 区長は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、補助事業者へその理由及び状況を世田谷区保育力強化事業補助金補助事業事故報告書（第7号様式）により速やかに報告させなければならない。

- 2 区長は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかにその状況を調査し、補助事業者へ書面により適切な指示をしなければならない。

（状況報告）

**第12条** 区長は、必要があると認めるときは、補助事業者へ世田谷区保育力強化事業補助金補助事

業実施状況報告書（第8号様式）により、補助事業の遂行状況等の報告を求めることができる。

（遂行命令等）

**第13条** 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査、補助事業者が提出する報告書等により補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該補助事業者に対して世田谷区保育力強化事業補助金補助事業遂行命令通知書（第9号様式）により補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に従って当該補助事業を遂行すべきことを命じるものとする。

2 区長は、補助事業者が前項の規定による命令に違反したときは、当該補助事業者に対して世田谷区保育力強化事業補助事業停止命令通知書（第10号様式）により当該補助事業の一時停止を命じるものとする。

（実績報告）

**第14条** 区長は、補助事業が完了したとき（第11条第1項第3号の規定により廃止の承認をしたときを含む。）又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、補助事業者に対し世田谷区保育力強化事業補助金実績報告書（第11号様式。以下「実績報告書」という。）を区長が指定する期日までに提出させなければならない。

2 区長は、実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合するものであるかどうかを調査しなければならない。

（消費税額仕入控除の報告）

**第14条の2** 区長は、補助事業者が消費税及び地方消費税に係る申告をしたことにより、消費税法（昭和63年法律108号）第30条の規定による課税仕入に係る消費税額の控除があった場合は、補助事業者に対し消費税及び地方消費税に係る仕入控除報告書（第11号の2様式）によりその旨の報告をさせるものとする。

2 区長は、前項の規定による報告があったときは、補助事業者に対して当該消費税額に相当する額の一部又は全部の納付を命じ、これを納付させるものとする。

（是正のための処置）

**第15条** 区長は、第15条第2項の規定による審査又は調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対して世田谷区保育力強化事業補助金補助事業是正命令通知書（第12号様式）により当該補助事業につき補助金の交付の決定内容又はこれに付けた条件に適合させるための処置をとるべきことを命じるものとする。

する。

(交付決定の取消し)

**第16条** 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付けた条件又は法令に違反したとき。

2 前項各号に掲げる場合のほか、区長は、補助金の交付が暴力団の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるときは、補助金の交付の決定の全部を取り消さなければならない。

3 区長は前2項の規定により取消しをしたときは、その内容を世田谷区保育力強化事業補助金交付決定取消通知書(第13号様式。次条において「取消通知書」という。)により当該補助事業者に対して速やかに通知しなければならない。

(補助金の返還)

**第17条** 区長は、前条の規定による取消しをした場合において、補助事業の当該取消しに係る部分について既に補助金を交付しているときは、取消通知書により、期限を定めてその返還を補助事業者に対して命じなければならない。

2 前項の規定は、区長が第10条の規定による交付決定の取消し及び第11条第2項の規定による補助事業の廃止の承認をした場合に準用する。

(違約加算金及び延滞金)

**第18条** 区長は、前条の規定により補助金の返還を命じたときは、補助事業者はその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の受領額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付させなければならない。

2 区長は、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付させなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(違約加算金の計算)

**第19条** 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前条第1項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。

2 前条第1項の規定により、補助事業者の納付した違約加算金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

**第20条** 第19条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。

(補助金の一時停止)

**第21条** 区長は、この要綱又はこの要綱以外の要綱等に基づき交付されている補助金等の返還を命じられた補助事業者が、当該補助金等、違約加算金又は延滞金の一部又は全部を納付しない場合において、この要綱に基づき交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができる。

(財務情報等の公表)

**第22条** 区長は、補助事業者に、別に定めるところにより、補助事業の実施年度における当該補助事業に係る施設又は事業の運営に関する財務情報等を記した書類を作成させ、区長に提出させるものとする。

2 区長は、補助事業者をして、前項の書類を前項の施設又は事業の利用者及び当該施設又は事業の職務に従事する全ての職員に対し、その補助事業の内容とともに分かりやすい方法により公表させなければならない。

(書類の保存)

**第23条** 区長は、補助事業者に補助事業に係る経費についての収支の状況を明らかにした書類を作成させるとともに、当該書類及び請求書に添付する書類を当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存させなければならない。

(委任)

**第24条** この要綱の施行について必要な事項は、子ども・若者部長が別に定める。

**附 則**

(施行日)

第1条 この要綱は、平成27年10月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

(社会福祉法人を補助事業者とする場合の読み替え)

第2条 社会福祉法人を補助事業者とする場合にあっては、次の表の左欄に掲げる規定のうち、同表中に掲げる字句は、それぞれ当該右欄に掲げる字句に読み変えるものとする。

第7条第1項	世田谷区保育力強化事業補助金交付申請書（第1号様式）	世田谷区保育力強化事業補助金交付申請書（第1号様式及び条例第3条各号に掲げる書類を添付した規則に規定する補助金交付・貸付金貸付申請書
第8条第1項	世田谷区保育力強化事業補助金交付決定通知書（第2号様式）	世田谷区保育力強化事業補助金交付決定通知書（第2号様式）及び規則に規定する補助金交付・貸付金貸付可否決定通知書（第3号様式）
	世田谷区保育力強化事業補助金不交付決定通知書（第3号様式）	世田谷区保育力強化事業補助金不交付決定通知書（第3号様式）及び規則に規定する補助金交付・貸付金貸付可否決定通知書（第3号様式）
第14条第1項	世田谷区保育力強化事業補助金補助事業遂行命令通知書（第9号様式）	世田谷区保育力強化事業補助金補助事業遂行命令通知書（第9号様式）及び規則に規定する助成事業遂行命令通知書（別記第5号様式）
第14条第2項	世田谷区保育力強化事業補助金補助事業停止命令通知書（第10号様式）	世田谷区保育力強化事業補助金補助事業業務停止命令通知書（第10号様式）及び規則に規定する助成事業停止命令通知書（別記第6号様式）
第15条第1項	世田谷区保育力強化事業補助金補助事業実績報告書（第11号様式。以下「実績報告書」という。）	世田谷区保育力強化事業補助金補助事業実績報告書（第11号様式。以下「実績報告書」という。）及び規則に規定する補助事業実績報告書（別記第7号様式。以下「実績報告書」という。）

第17条第3項	世田谷区保育力強化事業補助金交付決定取消通知書（第13号様式。次条において「取消通知書」という。）	世田谷区保育力強化事業補助金交付決定取消通知書（第13号様式。次条において「取消通知書」という。）及び規則に規定する助成決定通知書（別記第8号様式。次条において「取消通知書」という。）
---------	---	--

**附 則**（平成30年3月29日29世保認調第1439号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

**附 則**（平成31年4月18日31世保認調第23号）

この要綱は、平成31年4月18日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

**附 則**（令和2年3月30日31世保認調第1469号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

**附 則**（令和5年4月3日5世保認調第736号）

この要綱は、令和5年4月3日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

**別表第1**（第4条・第6条関係） 特別保育事業等推進加算

項目		補助事業	算定方法
1	アレルギー児への対応	アレルギー児への対応として、医師の指示に基づき、除去食又は代替食を提供すること。	22,000円×毎月初日の対象児童数
2	育児困難家庭への支援	育児困難家庭の児童を受け入れ、関係機関と連携して当該家庭を支援すること。	30,000円×毎月初日の対象児童数
3	外国人児童受入れ	父又は母が外国人である児童を受け入れ、当該児童の家庭の言語、習慣、食事等に特別な対応を行うこと。	9,000円×毎月初日の対象児童数

**備考**

この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) アレルギー児 食物が原因で起こるアレルギー症状を有すると医師に診断された児童をいう。
- (2) 育児困難家庭 児童相談所、子ども家庭支援センター、保健所又は福祉事務所が関与して

いる家庭であって、家庭での育児が困難と判断されたものをいう。

- (3) 外国人児童 両親、父又は母が外国人である児童であって、児童本人、両親、父又は母の言語・習慣・食事に特別な対応を要する児童をいう。

別表第2（第4条・第6条関係） 認証保育所独自の取組加算

項目		補助事業	算定方法
1	育児講座、育児相談	地域の子育て家庭を対象に、施設で培われた育児に関する知識を広める講座又は育児相談を年3回以上行うこと。	1施設当たり 100,000円
2	健康増進支援	地域の子育て家庭を対象に、嘱託医等と連携して実施する健康相談を年6回以上行うこと。	1施設当たり 200,000円
3	職員研修、外部研修	外部講師等による園内研修会や、外部研修への職員参加支援を年2回以上行うこと。	1施設当たり 100,000円
4	看護職等配置	看護師等の専門資格を有する職員を配置し、零歳児及び1歳児の以上の有無の確認等を行うこと。	・産休明け保育実施施設 13,930円×毎月初日の零歳児の在籍数と1歳児の在籍数を合計した数 ・産休明け保育未実施施設 7,150円×毎月初日の零歳児の在籍数と1歳児の在籍数を合計した数